

宮城県感染症対策委員会新型インフルエンザ対策アドバイザーチーム会議 会議録

- 1 日 時 平成29年3月10日（金） 午後6時から午後7時40分まで
- 2 場 所 行政庁舎11階 第二会議室
- 3 出席委員 奥村委員，押谷委員，賀来委員，永井委員，三木委員
- 4 議 題 宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル（案）について

（司会）

只今より，宮城県感染症対策委員会新型インフルエンザ対策アドバイザーチーム会議を開催させていただきます。この会議は情報公開条例第19条の規定に基づき公開とさせていただきます。また，本会議の議事録につきましては，後日公開させていただきますので，御了承のほどよろしくお願い申し上げます。開催にあたりまして，宮城県保健福祉部技術参事兼疾病・感染症対策室長大内みやこより御挨拶申し上げます。

（大内室長）

年度末のお忙しい時にお集まり頂きまして大変ありがとうございます。前回のアドバイザーチーム会議は平成25年12月26日で行いました。いつも押し迫った時期に開催をさせて頂いておりましたし申し訳ありません。その際には，新型インフルエンザ行動計画案を提出し，御助言を頂き，平成26年3月に行動計画として策定しました。本日はその行動計画を詳細に定めたマニュアル案を作成させて頂きましたので，専門的知見から委員の皆様の御助言を頂きたいと思っております。主に県組織内部における役割分担や対策本部の体制について記載しております。有事の時には本部体制が定まっていなければ機能しないという事を，私ども震災を経験いたしましたので，今回，その本部体制の部分に力をいれて書かせて頂いております。まだ，細部にわたって煮詰まっていない部分もございますが，ここで御助言を頂き，よりよいマニュアルにしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

（司会）

初めに本部会の委員におかれましては平成28年8月8日付けで新たに就任されたことから，本日出席されております委員の皆様を紹介させていただきます。

<委員の紹介>

（司会）

次に部会長の選任を行いたいと思います。  
部会長及び副部会長を推薦頂きたいと思いますが，委員の皆様から推薦はございますか。  
なければ，事務局から提案はありますか。

（事務局）

それでは事務局といたしましては，前回，賀来委員に部会長を，押谷委員に副部会長をお引き受け頂いておりましたので，引き続きお願いしたいと考えております。

（司会）

委員の皆様いかがでしょうか。

(委員より)

賛成です。

(司会)

賛成との声がありましたので、賀来委員、押谷委員、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、ここからの進行を賀来部会長にお願いしたいと思います。賀来部会長、よろしくお願いたします。

(賀来部会長)

賀来でございます。今回も引き続きよろしくお願いたします。副部会長に押谷先生にお務めいただいております。皆様御存知のとおり、押谷先生は国のインフルエンザ対策にも携わられており、様々な取り組みを世界的に実施頂いております。また本日、宮城県医師会から奥村先生、仙台市医師会から永井先生、まさに宮城県、市の代表としてこれまでも前回のパンデミックの時も御指導頂きました。さらに、三木先生も呼吸器の専門家として委員を務めていただいておりますので、本アドバイザーチームは他県でも類を見ない強力なチームだと思っております。今日は、委員の皆様の貴重な御意見を頂ければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

前回のアドバイザーチーム会議でも押谷委員がおっしゃっていましたが、今回鳥インフルエンザ H7N9 が中国で広がりを見せており、いつでも起こりえる可能性があります。そのため、先ほど県から説明のあったとおり、対策本部体制の構築を中心にマニュアルを作成し、詳細について今後詰めていく必要がある部分もございますが、まずはこの資料に基づいてマニュアルの所から入って頂こうと思っております。

資料1を御覧ください。新型インフルエンザに関するこれまでの経緯や、発生時の対応について記載されています。H7N9 又は H1N1 など、新型インフルエンザとして想定されるウイルスの型の定義には至っておりませんので、資料1のような記載に留められています。新型インフルエンザの特別措置法については、政府においても発生時には政府が対策本部を設置するのですが、中心的な役割は都道府県が担う可能性が高く、宮城県、あるいはこのアドバイザーチームの役割が非常に大きくなるのではないかと思っております。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき政府も行動計画を作成しておりますが、押谷先生、また色々改定される可能性がありえますでしょうか。

(押谷副部会長)

ありえます。

(賀来部会長)

今の御意見を踏まえて、様々な変更があるかもしれませんが、まずは資料2に今回案を作っていたいただきましたので、是非この新型インフルエンザ対策に対する体制について資料1と資料2を県から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(事務局)

<資料1・2により説明>

(賀来部会長)

本部体制の構築と県庁の内部体制をどのように図っていくのかということを中心に、細かい点は色々あるのですが、説明を頂きました。11ページを御覧頂くとわかりやすいと思っておりますが、政府対策本部をもとに宮城県新型インフルエンザ対策本部が設置されます。対策本部は、都道府県知事が本部長となり、その下に幹事会及び個別対策班が設置され、個別対策班は、県民生活に関する班、社会福祉等弱者対策に関する班及び医療体制として感染対策に関する班という3つの班が対応することになります。その詳細は今後検討するとしていきます。

個別対策班は、65ページ目以降に総務部がどのような形をとるのか、それから環境生活部はどう

なのか、といった記載があります。保健福祉部は70ページ目以降に、医療体制をどう調整するのか、健康推進課、疾病・感染症対策室はどのようなことを行っていくのかということになります。85ページ目からは保健所の役割についても説明がありました。このように、今回作成したマニュアルの大まかな特徴を説明頂きました。特に11ページの所の右側に記載がある新型インフルエンザ対策アドバイザーチームが実際にパンデミックや新型インフルエンザが発生したとき、頻繁な意見交換、時には対策本部長である知事に何らかのアドバイスを行うことができる体制整備が重要になってくると考えています。

政府対策本部を設置するのは内閣総理大臣の決定に基づきますが、その際、国の新型インフルエンザ対策に携わる押谷委員のような立場の方が、内閣総理大臣や厚生労働大臣にアドバイスするというシステムが、あまり機能していないように見受けられますが、押谷先生、今はどのようになっていますか。

(押谷副部長)

国は、内閣官房の中に識者会議を設置し、平時の新型インフルエンザ等感染症に関する様々な事項に関して諮問を行っています。一方、厚生労働省の中に専門家会議を設置し、抗インフルエンザウイルス薬等について、より専門的な意見を聞くこととしており、こちらも平時に行われます。

実際に新型インフルエンザが発生した時に緊急事態宣言を行うか否かについては、これらとは別に諮問会議が設置され、諮問を行うこととされています。

(賀来部会長)

11ページの体制図にある宮城県感染症対策委員会が、先生のおっしゃっていた県に対するアドバイスをやっていく構図が必要になってくるのでしょうか。

(押谷副部長)

そのとおりです。

(賀来部会長)

11ページ目が一番見やすかったのですが、個別対策班という形でそれぞれ役割分担を行い、幹事会が個別対策班を取りまとめていくというイメージでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(賀来部会長)

幹事会というのは今回初めてできたものでしょうか。

(事務局)

全庁的な体制を取るのが今回初めてということもありまして、先の行動計画では、例えば保健福祉部が取るべき対応については記載がありましたが、有事の際に、どこの課が何をするのか具体的な記載がなくわかりにくい点がございました。これまでは、対策本部と県庁内の各部局が直結していたのですが、今回その中間に実働部隊として個別対策班を設置し、県庁内の部局を超えた調整を幹事会で行い、対策本部において円滑に意思決定を行うよう、3つの階層としています。

(賀来部会長)

個別対策班長が、保健福祉部以外にも色々な所にまたがりますので幹事会で調整していくと考えてよろしいでしょうか。委員の皆様御質問や御意見ございますか。

(永井委員)

一点目は、宮城県の新型インフルエンザ等対策本部と仙台市の対策本部の位置付け、連携をどのようにするのかについて、次に、宮城県新型インフルエンザ対策本部は仙台市以外を管轄するという点とでよろしいのか、最後に地方対策本部が県内何か所に設置されるのか、教えて頂きたい。

(事務局)

一点目の仙台市対策本部との関係については、仙台市が保健所設置市であることから、感染制御班の役割について、仙台市の保健所が独自に役割を担う部分があります。新型インフルエンザ等対策については、仙台市保健所と連携して対策を進める必要があります。二点目の仙台市の管轄については、保健所以外の部分、例えば社会福祉施設や県民生活に直結する情報等の伝達を例に挙げると、国から県を通じて仙台市を含めた各市町村に伝達することが想定されています。三点目の地方対策本部については、圏域が7つございますので、それぞれの圏域に地方対策本部が設置されます。

(永井委員)

仙台市の立場からすると県との連携が問題になるのですが、今回記載のある地方対策本部に組み込まれるのか、それとは別に仙台市対策本部が掲げられるのでしょうか。実は、仙台市は、独自に新型インフルエンザ対策本部を設置し、マニュアルも作成しており、県との関係がどのようになっているのか教えていただきたい。

(事務局)

仙台市対策本部の記載があるのは、特別措置法上で市町村が対策本部を設置することが規定されておりますので、そのときに設置する市町村対策本部という意味でございます。ここは当然市として設置されるものなので県と連携を図って参ります。仙台市内にも協力をお願いしたい医療機関が多くありますので、そうした医療機関とは常に連携させていただき、お願いすることはたくさんあるのではないかと考えております。

(押谷副部長)

この話は内閣官房の有識者会議においても話題になるのですが、私の理解では、特措法ができる前、つまり感染症法上ほとんどの規定が保健所設置市に関して読み替え規定となっていて、ほぼ保健所設置市の権限に移されているのですが、医療整備に関しては県が責任を負うことになっています。ただ、特措法上、特に緊急事態宣言をした後は、ほぼ仙台市長の権限ではなく、宮城県知事の権限とされていて、施設の使用制限や外出の自粛要請についても、読み替え規定ではなく、知事の権限とされていると私は理解しており、内閣官房もそうした説明であったと思うのですが。

(永井委員)

私自身はそういう体制の方が一番組織的に動きやすいと思っています。

(事務局)

地方対策本部の中に仙台市が設置する対策本部を入れるという意味ではないです。市町村対策本部はそれぞれの市町村で設置して頂きますので、ここに書いてある地方対策本部は県の組織としての地方対策本部です。仙台市を含む地域に関しては、仙台地方振興事務所長が地方対策本部長を務めることになっております。

(押谷副部長)

おそらく、特措法が制定されてからの話だとは思いますが、対策本部の体制についてかなり都道府県で見直しているところがあります。特措法制定以前は県の保健福祉部が、都道府県によっては名称が異なると思いますが、中心となっていました。しかし、特措法制定以降は、私は他の都道府県の新型インフルエンザ対策にも関わっておりますが、都道府県によって体制の考え方が違ってきます。

宮城県の構造を見ると保健福祉部寄りという印象がありますが、県によっては完全に危機管理対策本部の中に組み込んだ都道府県もあって、保健福祉部はその下に入り込むような体制とし、危機管理部門が上に立って取り組むというところもあります。宮城県の組織体制を例に挙げると、危機管理部門が対策本部の中に少し入り込んでおりますが、危機管理部門を一番頂点にするというイメージです。危機管理と保健福祉との関係をどうするかが大きな問題になると思います。特措法上は緊急事態宣言をすると内閣官房に権限が全部移り、細かい部分は厚生労働省が担う部分もあるかもしれませんが、基本的には内閣官房が対応するとしています。国のそうした役割分担を踏襲して組織体制に反映している都道府県もあるのですが、宮城県はまだ保健福祉部寄りという印象です。

(賀来部会長)

今押谷先生がおっしゃった例、国や東京都を念頭に置いているのかもしれませんが、東京都は危機管理対策本部があり、その危機管理対策本部事務局あるいは総務部危機管理課といった担当が、宮城県における幹事会の役割を担い、対策の支援を行っているという体制ということでしょうか。

(押谷副部会長)

ただし色々問題があり、様々なところで議論しているのですが、危機管理部門の担当者が、新型インフルエンザについて知識がないにも関わらず、対策を担って良いのかという議論もあります。ただ、実際に発生した事例の被害規模が2009年のようであればいいのですが、本当の危機管理としてワクチンや薬をどうするかといった話の以前に、様々な社会の混乱をどうするかということであれば、本来は危機管理部門が行うべきという意見と、全く専門的知識がないのに対策を行って良いのかという意見は、国のレベルでもあるのですが、内閣官房も専門的知識はなくても新型インフルエンザ対策を主導しております。この辺りの兼ね合いが難しいところです。

(賀来部会長)

押谷先生が先ほどおっしゃったことは国も含めて、前から言われていることですが、日本の国家の危機管理体制が弱いというか、対策本部の中にきちんとした人が何人か、グループでもいいのですが、きちんと把握してそこから確実に危機管理の対応をとっていかなければならないと、押谷先生は以前から国に指摘していただいているのですが、国がピンときていない。ただ、押谷先生の御意見は、それが絶対に良いと言うよりも、色々な方法があるので、危機管理を誰が担当するのか、色々な考えや力量も有ると思うので、宮城県はどう考えるのかということをおっしゃっていたと思います。大内先生から何かありますか。

(大内室長)

宮城県は行動計画の策定の段階においてはおっしゃるとおり、かなり保健福祉部寄りでした。その後議論を重ね今回提示させて頂いたのは危機管理対策本部と新型インフルエンザ等対策本部を併設し、危機対策課と保健福祉総務課と一緒に事務局を務めるという形ですので、少し危機管理寄りになったと考えております。

(賀来部会長)

他に先生方から御意見ありませんか。細かなことでも先生方のアドバイスや御相談をさせて頂きながら、対応して行くことになると思います。

以前の2009年のときにも問題となりましたが、透析の患者さん、小児科の患者さん、婦人科の患者さん、成人の患者もそうですが、特殊な基礎疾患をもっている患者をどのように振り分けて診察していただくのかというのは、70ページの保健福祉部医療政策課の役割とされている地域医療の対策・維持調整ということは医療政策課で行うことになるのですか。

(事務局)

今先生がおっしゃった部分は76ページにおいて疾病・感染症対策室が未発生期において準備をし

ておくという記載にしております。

(賀来部会長)

今回のおおまかな本部体制の構築というのは、最初に作ったものよりも少し保健福祉部の役割分担が弱まる訳ではないのですが、もう少し危機管理分野との並立のシステムであるという事ですね。それが特徴である。何かございませんか。

(押谷副部会長)

事務局が来られた時にお話ししたのですが、特措法上も感染症法上も、実は国の役割としては、国の権限が特措法制定により強化されたとされていますが、実際上は全て都道府県知事に権限を与え、国は基本的対処方針を示すことしかありません。2009年の時にも6月位に基本的対処方針として2、3枚の文書だったと思うのですが、これで都道府県が何をやらなければならないのかが分りにくい文書が出てきて、法律上はこうした文書を出すことが国のやる事なのです。国がやる事は全てこれです。色々通知とか出されており、2009年も出されていましたが、法律に基づくものではなく、法律上、国の役割は基本的対処方針を出すだけなのです。そこから先を決めるのは、実は都道府県知事で、緊急事態宣言が出ると先ほど言った様に全ての事を都道府県知事が決定しなければならないという法律の規定になっています。宮城県であれば基本的対処方針に基づき宮城県知事が意思決定を行わなければならない法律の構造で、そこをどうするのか都道府県で考えなければならない一番の課題であると思います。知事に対し、どのようにアドバイスをして知事が最終的に意思決定をして対策を決めなければならない。その決定のプロセスをどうするのか、やはりここで何かの指針を出しておく必要があると思います。

(賀来部会長)

11ページや13ページに記載のある感染症対策委員会新型インフルエンザ対策アドバイザーチームは知事の諮問機関で、連絡調整窓口を疾病・感染症対策室が担うという事ですが、押谷先生が言われているこの全体に対するタスクフォース、知事に対する何らかのかなり密接なリアルタイムな意見調整とアドバイス等を、宮城県の場合、これだけのメンバーの方がおられますので、もう少し強めにアドバイスができるよう、知事と直接ディスカッションするような場面を設定し、アドバイザーチームだけではなく、疾病・感染症対策室の方も同席いただいて開催できれば、今押谷先生が言われている所が少し知事の判断にもかなり有用であると思います、それは大内先生いかがですか。

(大内室長)

アドバイザーチームは知事の諮問機関でございますので、知事に御助言を頂く事が基本でございます。ただ通常は疾病・感染症対策室が窓口となっておりますが、危機時については、アドバイザーチームの開催が間に合わない場合もあり、どういったルートがいいかについて、今後幹事会や対策本部を開催し、相談させていただきたいと思っております。

(賀来部会長)

知事が確実かつ的確に判断を行う上でも、かなり専門家からの意見というのが重要になると思います。大きな役割を果たして頂き、幹事会を中心とした大まかな組織体制もでき上がってきましたので、是非今後積み上げて行く時に、アドバイザーチームの役割ですとか、危機時の果たす役割をどのルート、どのような形で進めていくかという事も少しずつ固めていただければ宜しいでしょうか。

他にはございませんでしょうか。今日は、本部体制の大まかな形について初めて見て頂く事になると思いますけども、大まかには、役割分担を果たすため、対策本部の下に、幹事会及び個別対策班を作り、今申し上げたように押谷先生あるいは永井先生からアドバイスを頂きました、知事に決定権があるのでそこの兼ね合いをどうするのか、仙台市のところももう少し課題というよりは御意見をいただきましたので、そのあたりも含めて検討して頂ければと思います。

その他ございませんでしょうか。事務局のほうから強調したいところはありますか。

東京都や押谷先生が携わっている都道府県とは概要図も違うのですか。

(押谷副部長)

詳細は記憶しておりませんが、東京都は色々な所に専門家がいますので、かなり違います。なお、東京都の場合、医師免許を持った方が危機管理対策本部にいたはずで。

(賀来部長)

押谷先生は他の都道府県で携わっている所はありますか。

(押谷副部長)

福島県でも携わっていますが、福島県も体制が違うという認識です。

(賀来部長)

わかりました。他にございませんでしょうか。今、御意見頂きましたので是非その辺りを踏まえて素案の修正をお願いしたいと思います。また、是非この新型インフルエンザ対策アドバイザーチームは本当に強力なチームであり、県医師会、市医師会それから呼吸器の専門の先生もいらっしゃいますので、是非役割分担を明確化して頂いて知事に対して強力にアドバイスして頂くような事で今後の会議の中で明確化して頂ければありがたいなと思っておりますので、素案の修正についてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(永井委員)

2009年の時に、最初国内発生そこから県内発生早期になって、その後ヒトヒト感染になって県内の感染期になれば、医療機関が診ることになると、そのときに一番の要望は重症の患者さんを送る施設の確保、仙台市に一番先に要望したのですが、あの時、宮城県で県内の病院にアンケート調査しました。診てくれるかどうかということで、ほとんどの病院が最初診ないということでした。今回はどういうふうな状況なのでしょう。

(事務局)

私たちも心配しております、今回マニュアル作成に当たって、医療体制の所については仙台市医師会や宮城県医師会、さらに主要な病院と調整ができていないため記載できませんでしたが、重要な部分であると認識しています。今後、調整を行い、マニュアルの中に反映させていきたいと思っております。

(賀来部長)

東京都の場合は、感染症の専門病院や大学病院が沢山ありますので、東京都は別格かもしれませんが、宮城県医師会、仙台市医師会、東北大学、医療センターも含めて大きい規模の病院で少し事前に色々な話し合いをしながら、起こったときに皆で役割分担を決めていくよう、永井先生の御指摘のとおり、今後少しずつ修正が必要と思っております。他にはございませんでしょうか。

(押谷副部長)

アドバイザーチームの設置要綱ですが、第3で委員5人以内というふうに限定されておりますが、内容によっては、もっと違う見地からアドバイスを求めなければいけない、というようなことが起こる可能性もあって、例えばインテシブケアの専門家からアドバイスをもらわないと中々できないなどのシナリオも想定されるので、必要に応じて委員を増やすことができるような文言をいれておいたほうがいいのかと思います。

(賀来部長)

MERSの時もそうですけども、集中治療と感染症診療とオーバーラップして診て行かなければいけないので、救急部門あるいは集中治療部との連携がものすごく重要になってきます。その先生方が

必要に応じて入って頂く、あるいは先ほど永井先生から頂いた重症治療についても、いわゆる感染症治療というよりも、その先どれくらい状態を維持できるか、肺機能や心機能も含めて全身管理になるので、今押谷先生が言われたように、私もそういった方々が今後アドバイザーとして入って頂くというのはとても重要だと思います。今のところも5名以内ではなくて随時専門家を加えて行くようなことも是非お願いしたいと思います。アドバイザーチームは委員5人以内で組織するとありますけども、ある程度幅をもたせて頂いて要綱について何かもう少し表現を変えて、少し新たな専門家みたいな方、例えば集中治療ですとか、救急治療ですとか、場合によっては、小児医療とか産婦人科医療とか透析も含めて色々入ってくる可能性があるのでは、この辺りについて幅を広げて頂くというのはいかがでしょうか。

(事務局)

押谷先生からの御助言だったのですが、アドバイザーチーム設置要綱の第3に委員5人以内で組織する、という規定がございます。要綱といたしましては、感染症対策委員会条例第6条で部会を設けるという規定が元でございます。この中で部会委員は5人以内ということで指名する。この下にある第5の規定で、委員以外の意見を求める必要があると認める場合には、議事に係わる関係者又は専門家に質疑を求めて意見を聞くことができるという規定がございますので、もし必要があればお呼びいたしまして意見を聞くという事ができるかと思えます。

(賀来部会長)

今、県のほうから感染症対策委員会条例としてあるのでこれをふまえて5名というのはそういった規定である。それを実際にはもしこれを超えるとすると、条例を変えるという事が必要になります。

(事務局)

意見をまとめるために広く色んな方を呼んで御意見を頂くというのは、現在の条例の第5条にある規定です。議事に係る関係者又は専門家に対し出席を求め、説明を聞くという部分は、現在でも可能です。押谷先生がおっしゃりたかったのは、アドバイザーチーム自体の枠を広げて欲しいということでしょうか。それには条例を変えなくてはいけないので、すぐには難しいかと思えます。

(押谷副部会長)

今の説明であれば新型インフルエンザ対策アドバイザーチーム設置要綱の中に専門家の意見を聞けるという規定を盛り込んでおけばいいのではないかと思います。

(事務局)

理解しました。

(賀来部会長)

貴重な御意見ありがとうございます。県の設置要綱のところに少し文脈を入れて頂く形にして頂ければ、アドバイスを色々頂くこともできるかも知れません。

(賀来部会長)

他にございませんでしょうか。意見交換については以上でございます。情報提供について特定接種の現状について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<参考資料1により説明>



(賀来部会長)

特定接種の現状について参考資料の1ページ目を中心に御説明頂きました。何か御質問ございますか。

(奥村委員)

社会機能維持の事業者の登録申請は始まっていないのですか。

(事務局)

始まっております。当方で把握できるのは医療関係機関のみであり、今回数字を出させて頂きました。いずれ3月17日までの登録申請が終わった後に国の承認を経て公表される見込みです。

(賀来部会長)

ありがとうございました。続きまして今年度の鳥インフルエンザへの対応について特に従事者の健康調査を中心という事で御説明を頂きます。

(事務局)

<参考資料2により説明>

(賀来部会長)

ありがとうございました。H5N6の県内での発生への対応とそれに対する健康調査のフローについての説明でした。御意見ございますか。

(押谷副部会長)

予防投薬は国のガイドライン上、することになっていましたか。少なくとも以前はしていなかったと認識しておりますので。

(事務局)

国のガイドラインを確認したところ、ある程度、PPEが完全であってもすることが望ましいと解釈をしておりました。

(押谷副部会長)

大分前に議論があった事なのですが、原則しないというのが基本だったと思うのですが例外的にする場合があるというように少なくとも変わったのかも知れませんが以前のものはそうだったと思うのです。リスクとベネフィットを考えると、感染率がほとんどありませんので普通はなかなか皆にやるということは考えにくいかなと思うのですが。

(賀来部会長)

これはいったんワンクール終わったのですか。

(事務局)

今回は幸いにも家さんでは出なかったもので、実際は動かず、こういった機会はありませんでした。

(賀来部会長)

国の指針がどうだったかというのは今おわかりになりますか。国がどういう方針なのかみて頂ければと思います。

(事務局)

そこの指針は確認させて頂きました。PPEですが、ちゃんと指導しながら着せたいと思うのです

が、殺処分を72時間以内に終えるためには、普段こういう事に携わらない県職員をどんどん動員して現場に送り込むことになるので、PPEが完全かどうかという不安感が県職員の中にも大分あるようです。それからもう一点は終了後10日間の健康観察があるのですが、季節性インフルエンザの時期だったりするものですから、その間に発熱したりすると一般の医療機関では診察をして頂けないのではないのかという現実的な悩みがある中で、予防投与をする方向でもいいのではないかと考えさせて頂きました。もうちょっと御意見頂きながら検討していきます。

(賀来部会長)

わかりました。

(奥村委員)

殺処分、膨大な数ですが何十万羽ですが、作業員の方というのは県職員の方がやるのでしょうか。

(事務局)

今のところ想定しているのは県職員です。県職員の人数で足りないときは自衛隊にお願いをする、という事で考えております。熊本で殺処分を行ったのを見たのですが、大変な労働とか活動になりますので、県職員にかかる負担はすごく大きなものになるかと思えます。

(奥村委員)

処分した家きんを埋める場所はどやって決めるのでしょうか。韓国では、日本より桁が多い殺処分をやったようですが、どういうふうに殺処分を行うのか、どこに埋めるのか。いつもテレビを見ながら思っています。

(事務局)

養鶏場ではもし何かが起こった場合にどこに埋めるか、というのはある程度想定をして置くようにと言われております。養鶏場の敷地の中で埋める場所を確保し、そこに埋却を行うため、鶏をガスで処分した後、掘った所にブルーシートを敷いて、石灰等をまいて埋めることとしています。

(賀来部会長)

他にございませんでしょうか。今後の流れについても一度説明ございませんでしょうか

(事務局)

ただ今先生方から頂いた御意見については、今回のマニュアルに反映させて頂きたいと思っております。その確認については先生と押谷先生に再度、御確認をして行きたいと思っておりますので、これからも是非今後ともよろしくお願ひします。3月下旬には幹事会、4月初めには対策本部会議で検討していきたいと思っております。中身については修正とか加筆をしなければいけない部分が多々ございますので、引き続きチームの皆様には御意見を頂きながらやって行きたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(賀来部会長)

そのほかございませんでしょうか。ありがとうございました。

(司会)

委員の皆様には長時間にわたりまして貴重な意見を頂き、大変ありがとうございました。以上をもちまして、終了いたします。